

○米子市文化活動館条例

平成 31 年 3 月 28 日条例第 14 号

米子市文化活動館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、米子市文化活動館の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市における様々な文化活動を促進するとともに、ふるさとに対する意識の高揚及び観光の振興に寄与する活動を支援することにより、本市の活性化に資するため、米子市文化活動館を次のとおり設置する。

名称	位置
米子市文化活動館	米子市東福原八丁目 24 番 31 号

2 米子市文化活動館（以下「文化活動館」という。）の愛称は、「がいな館」とする。

(開館時間及び休館日)

第 3 条 文化活動館の開館時間は、日曜日については午前 9 時から午後 5 時まで、日曜日以外の日については午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 文化活動館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(1) 水曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用許可)

第 4 条 文化活動館（文化活動館に附属する設備及び文化活動館に備付け

の器具を含む。第15条第1項を除き、以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、同項の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項及び前項(第15条第2項において準用する場合を含む。)並びに同条第1項ただし書の許可(以下「使用許可等」という。)をする場合において必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(使用許可等の禁止)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可等をしてはならない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 文化活動館を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化活動館の管理運営上支障があると認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 使用許可等を受けた者(以下「使用者」という。)及び文化活動館を利用する者(以下「利用者」という。)は、使用許可等を受けた目的以外の目的のために文化活動館を使用し若しくは利用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可等の取消し等)

第7条 使用者は、使用許可等を受けた事項を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、使用者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、

使用許可等を取り消し、文化活動館の使用若しくは利用を制限し若しくは停止し、文化活動館への入館を拒否し、又は文化活動館からの退館を命ずることができる。

- (1) 第4条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可等を受けたとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第8条 文化活動館の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、前条に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、第4条第1項及び第2項の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により文化活動館を使用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者及び利用者は、文化活動館の使用又は利用を終えたときは、直ちに、文化活動館を原状に回復しなければならない。第7条第2項の規定により使用許可等を取り消され、文化活動館の使用若しくは利用を停止され、又は文化活動館からの退館を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者及び利用者は、文化活動館を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第14条 使用者及び利用者は、文化活動館の使用及び利用に当たっては、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(行為の制限)

第15条 文化活動館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売その他営業行為
- (2) 寄附の募集
- (3) 宣伝
- (4) 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類の設置
- (5) 前各号に掲げる行為に類する行為

2 第4条第2項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

(米子市文化活動館運営委員会)

第16条 文化活動館の事業に関する基本的な事項について協議するため、米子市文化活動館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第17条 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 文化関係団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第18条 運営委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

第19条 運営委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

第20条 前条に規定するもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

（指定管理者による管理）

第21条 市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化活動館の管理に関する次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 文化活動の促進に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 文化活動館の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化活動館の管理に関する業務のうち、市長に専属する権限に基づく事務を除くもの

（指定管理者による開館時間及び休館日の変更）

第22条 指定管理者は、市長の承認を受けて、第3条第1項に規定する開館時間及び同条第2項に規定する休館日を変更することができる。

（指定管理者による使用許可等）

第23条 指定管理者は、その業務として使用許可等に関する事務を行うものとする。この場合において、第4条、第5条、第7条及び第15条の規定の適用については、これらの規定（これらの規定の適用に係る規則の規定を含む。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者による使用料の収受等）

第24条 第21条の規定により文化活動館の管理を指定管理者に行わせる場合には、使用者は、第9条第1項の規定にかかわらず、使用料を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の場合における使用料の額は、指定管理者が、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。当該承認を受けた使用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により指定管理者に支払われた使用料は、当該指定管理者に、その収入として収受させる。

4 指定管理者は、市長が認める場合に限り、使用料を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が認める場合に限り、既に収受した使用料の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項（第20条の規定により定めるものを除く。）は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行の日以後における文化活動館の使用に係る必要な手続及び第21条の規定により文化活動館の管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者による文化活動館の管理に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(米子市勤労青少年ホーム条例の廃止)

第3条 米子市勤労青少年ホーム条例（平成17年3月米子市条例第16号）は、廃止する。

(米子市勤労青少年ホーム条例の廃止に伴う経過措置)

第4条 この条例の施行前において前条の規定による廃止前の米子市勤労青少年ホーム条例の規定により納付すべきであった使用料については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行前にした行為による米子市勤労青少年ホームの施設、設備又は器具の損害に対する賠償については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

施設	単位	使用料の額	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
集会室	使用時間1時間につき	220円	330円
講習室		220円	330円
和室		220円	330円
料理講習室		540円	640円
音楽室（大）		220円	330円
音楽室（小）		110円	220円
軽運動室		220円	330円

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるときのその使用時間及び使用時間に1時間未満の端数があるときのその端数は、1時間とする。
- 2 この表に定める時間外に使用する場合における当該使用する時間1時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。）当たりの使用料の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 集会室 330円
 - (2) 講習室 330円
 - (3) 和室 330円
 - (4) 料理講習室 640円
 - (5) 音楽室（大） 330円
 - (6) 音楽室（小） 220円
 - (7) 軽運動室 330円
- 3 冷房設備又は暖房設備を使用する場合における使用料の額は、この表（前項の規定を含む。）に基づき算出した使用料の額に100分の50を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

○米子市文化活動館条例施行規則

令和元年 5 月 24 日 規則第 2 号

米子市文化活動館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、米子市文化活動館条例（平成 31 年米子市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 米子市文化活動館（以下「文化活動館」という。）に、次に掲げる職員を置く。

(1) 館長

(2) 副館長

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、必要な職員

(職務)

第 3 条 館長は、文化活動館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 前条第 3 号に掲げる職員は、館長の指示を受けて文化活動館の事務に従事する。

(許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（条例第 15 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同条第 1 項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）を受けようとする者は、文化活動館使用等（変更）許可申請書（別記様式第 1 号）又は文化活動館内制限行為（変更）許可申請書（別記様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

(許可書の交付)

第 5 条 市長は、使用許可等をしたときは、文化活動館使用等（変更）許可書（別記様式第 1 号。第 8 条第 4 項において「使用等許可書」という。）又は文化活動館内制限行為（変更）許可書（別記様式第 2 号）を

申請者に交付する。

(使用等の取消しの届出)

第6条 条例第7条第1項の規定による届出は、文化活動館使用等取消届出書（別記様式第3号）又は文化活動館内制限行為取消届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

(使用料の減免の申請)

第7条 条例第10条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、文化活動館使用料減免申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第11条ただし書第1号の規定に該当するとして、同条ただし書の規定により既に納付された使用料（以下この項及び次項において「既納使用料」という。）を還付する額は、当該既納使用料の全額とする。

2 条例第11条ただし書第2号の規定に該当するとして、同条ただし書の規定により既納使用料を還付する場合は使用者が使用日前7日までに使用の取消しを申し出た場合とし、既納使用料を還付する額は当該既納使用料の100分の80に相当する額の範囲内の額とする。

3 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、文化活動館使用料還付申請書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、使用等許可書を添付しなければならない。

(遵守事項)

第9条 条例第14条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例及びこの規則に違反しないこと。
- (2) 市長が条例第4条第3項の規定により付けた条件に違反しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けないこと。
- (4) 文化活動館の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある

行為をしないこと。

- (5) 使用許可等を受けた文化活動館の施設等以外のものを使用しないこと。
- (6) 壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (8) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (9) 市長の指定する者の指示に従うこと。
- (10) 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。
- (11) 文化活動館の施設等の使用又は利用を終えたときは、当該使用し又は利用した場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。
- (12) 文化活動館の施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 条例附則第2条の規定により条例の施行前に行う米子市文化活動館の使用に係る必要な手続にあっては、この規則別記様式第1号から別記様式第5号までに規定する様式の書類を用いるものとする。

(米子市勤労青少年ホーム条例施行規則の廃止)

- 3 米子市勤労青少年ホーム条例施行規則（平成17年3月米子市規則第129号）は、廃止する。

別記

様式第1号（第4条、第5条関係）

米子市文化活動館使用等（変更）許可申請書

年 月 日

米子市長

様

団体の名称
申請者 住所又は所在地
代表者氏名
(電話番号)

次のとおり、米子市文化活動館の使用等の（変更）許可を申請します。

使用の目的						
使用する日時	年	月	日	午前・午後	時	分から
	年	月	日	午前・午後	時	分まで
使用する施設						
利用予定人員	人					
使用する附属設備及び備付器具						
使用者がする特別の設備	1 設備する（別紙図面のとおり） 2 設備しない					
使用責任者	住所					
	氏名	(電話番号)				

米子市文化活動館使用等（変更）許可書

上記の申請について、使用等（の変更）を許可します。

年 月 日

米子市長

印

使 用 料	
施 設	円
冷暖房	円
合 計	円

許 可 条 件

〔教示文記載〕

様式第2号（第4条、第5条関係）

米子市文化活動館内制限行為（変更）許可申請書

年　月　日

米子市長

様

団体の名称
申請者　住所又は所在地
代表者氏名
(電話番号)

次のとおり、米子市文化活動館内における制限行為の（変更）許可を申請します。

行為の目的 (行事の名称)							
行為の種別							
行為の日時	年	月	日	午前・午後	時	分から	分まで
年	月	日	午前・午後	時	分まで		
行為の場所							
行為の責任者	住所						
	氏名	(電話番号)					
行為の内容							

米子市文化活動館内制限行為（変更）許可書

上記の申請について、制限行為（の変更）を許可します。

年　月　日

米子市長

印

許可条件			
〔教示文記載〕			

様式第3号（第6条関係）

米子市文化活動館使用等取消届出書

年 月 日

米子市長 様

団体の名称
届出者 住所又は所在地
代表者氏名
(電話番号)

次のとおり、米子市文化活動館の使用等を取り消したいので、届け出ます。

使用の目的						
使用を取り消す日 時	年	月	日	午前・午後	時	分から
年	月	日	午前・午後	時	分まで	
使用を取り消す施設						
使用を取り消す理由						
使用を取り消す特別設備等の内容						

様式第4号（第6条関係）

米子市文化活動館内制限行為取消届出書

年 月 日

米子市長

様

団体の名称
届出者 住所又は所在地
代表者氏名
(電話番号)

次のとおり、米子市文化活動館内における制限行為を取り消したいので、届け出ます。

行為の目的 (行事の名称)							
行為の種別							
行為を取り消す 日 時	年	月	日	午前・午後	時	分から	
	年	月	日	午前・午後	時	分まで	
行為を取り消す 場 所							
行為の責任者	住所						
	氏名	(電話番号)					
取り消す行為 の 内 容							

様式第5号（第7条関係）

米子市文化活動館使用料減免申請書

年　月　日

米子市長

様

団体の名称
申請者　住所又は所在地
代表者氏名
(電話番号) (印)

次のとおり、米子市文化活動館の使用料の減免を申請します。

使用の目的								
使用する日時	年　　月　　日	午前・午後	時	分から	年　　月　　日	午前・午後	時	分まで
使用する施設								
減免を申請する理由								
※ 決 定 欄	(減免決定理由)	使 用 料	円					
		減 免 額	円					
		差引使用料	円					
		減免年月日	年　月　日					

※印欄は、記入しないでください。

様式第6号(第8条関係)

米子市文化活動館使用料還付申請書

年 月 日

米子市長 様

団体の名称
申請者 住所又は所在地
代表者氏名 (印)
(電話番号)

次のとおり、米子市文化活動館の使用料の還付を申請します。

使用の目的						
使用する日時	年	月	日	午前・午後	時	分から
	年	月	日	午前・午後	時	分まで
使用する施設						
還付を申請する理由						
※ 決 定 欄	(還付決定理由)			既納使用料	円	
				還付額	円	
				差引使用料	円	
				還付年月日	年 月 日	

※印欄は、記入しないでください。